

平成 28 年 2 月 2 4 日
全国森林組合連合会

「緑の雇用」事業実施事業体の審査・登録及び研修生の割当 (事前審査制度)の導入について

1 趣旨

平成 27 年度の「緑の雇用」事業については、研修生数の把握に時間を要したこと等により計画書の助成額が予算額を大幅に超過したことから、委託金及び助成金について減額調整を行うなど予算執行上の問題が生じたところである。

このため、平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算(以下「27 年度補正等」という。)の「緑の雇用」事業の実施に当たっては、再発防止の観点から、計画書の提出に先だち林業事業体から登録申請書を提出していただき、審査の上、助成要件を満たす林業事業体(以下「事業体」という。)の登録及び予算額に見合う研修生の割当を行う事前審査制度(別図-1 参照)を導入し、予算の適正な執行を期すものとする。

なお、本制度の導入は全国森林組合連合会(以下「本会」という。)が平成 28 年度事業の事業実施主体となることを前提に準備を進めるものである。

2 事前審査の実施手順(別図-2 参照)

(1) 事前審査制度の周知

本会は、事前審査制度の導入に当たって、事業体に広く制度の周知を図るため、インターネットのホームページに掲載するほか、地方取りまとめ機関を通じて事業体に広く周知を図るものとする。

地方取りまとめ機関は、当該地方取りまとめ機関が管轄する区域の事業体に対し、会議や文書により直接周知するほか、地方取りまとめ機関の事務所に掲載し周知を図るものとする。

(2) 予備登録申請書の提出

27 年度補正等の「緑の雇用」事業の活用を希望する事業体は、別紙様式「予備登録申請書」を提出期限までに地方取りまとめ機関を経由し本会に提出するものとする。ただし、平成 27 年度事業に係る実施要領及び内規に定める要件を満たす事業体に限り提出できるものとする。

事業体は、「予備登録申請書」を作成するに当たっては、事実に基づき忠実に記載することとし、特に、申請予定研修生数は、事業体の従業員の採用予定数、応募状況及び研修計画等に基づき確度の高い数字を記載するものとする。

また、予備登録申請書の提出に当たっては、改善計画の認定通知書の写し及び申請予定研修生の履歴書(FW(1 年目)研修生にのみ)の写しを併せて提出するものとし、地方取りまとめ機関は、内容を確認の上、本会に提出するものとする。

なお、この時点で履歴書写しを提出できない場合は、次項（3）に基づく登録申請書の提出期限までに提出することができるものとする。

本会は、「予備登録申請書」に基づき、「緑の雇用」事業の活用を希望する事業体の予備登録を行なうものとする。

（3）登録申請書の提出

平成 28 年度予算の交付決定後は、既に提出された予備登録申請書は登録申請書として取り扱うものとする。ただし、以下の場合には、別途配布する登録申請書を提出期限までに地方取りまとめ機関を経由で本会に提出するものとする

ア 既に提出した予備登録申請書に変更がある場合

既に提出した予備登録申請書に事業体情報の変更及び、申請予定研修生数の増減がある場合は、改めて登録申請書を提出するものとする。このうち、申請予定研修生数の増加・変更がある場合は、当該申請予定研修生に係る履歴書（FW（1 年目）研修生のみ）の写しを併せて提出するものとする。

イ 予備登録申請書を提出していない場合

予備登録申請書の提出期限後、新たに要件を取得した事業体等で、「緑の雇用」事業の活用を希望する事業体は、登録申請書を提出ものとする。

この際、認定事業体の登録通知書の写し等及び登録申請書に記載した申請予定研修生の履歴書（FW（1 年目）研修生のみ）の写しを併せて提出ものとする。

なお、地方取りまとめ機関は、登録申請書の写しを都道府県に届け出るとともに、都道府県から意見の提出があった場合は、速やかに本会に提出するものとし、本会は審査・登録、研修生の割当に当たってこれを尊重するものとする。

（4）審査・登録、研修生の割当

本会は、事業体から提出された登録申請書の記載内容について、審査基準に基づき審査を行ない、助成要件を満たす事業体を登録するとともに、登録された事業体ごと、研修区分ごとに研修生の割当を行なうものとする。

（5）登録通知書の交付

本会は、登録された事業体に対し、地方取りまとめ機関を通じ本会が定める様式により 27 年度補正等の「緑の雇用」事業を実施する事業体として登録された旨及び割当研修生数を記載した登録通知書を交付するものとする。

なお、地方取りまとめ機関は、登録通知書の写しを 2 部作成し、1 部を保管し、1 部を都道府県に届け出るものとする。

3 審査の進め方

本会は、事前審査制度を導入するに当たっては、公平性、客観性を確保する観点から、審査基準を定め、これに基づき審査・登録及び、研修生の割当を行うものとする。

本会は、「緑の雇用」事業に係る実施要領・内規及び審査基準に定める事業体の要件を審査し、登録するとともに、①事業体の経営状況、②労働災害の発生状況、③研修生の定着状況、④生産性向上の達成状況、⑤林業施策への取組状況について評価を行い、事業推進に必要な事項を考慮し研修生の割当を行う。

なお、審査基準及び審査・登録及び、研修生の割当に関する事項は事業推進委員会に諮るものとする。

以上